



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

第 7 期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等の
取扱いに関する基本的考え方について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省は、第 7 期（平成 30 年度から平成 32 年度まで）の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護事業支援計画の策定に関しまして、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 116 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を策定される予定ですが、今般、療養病床から介護保険施設等への転換や介護医療院の創設の取扱いに関し、基本的な考え方を整理した事務連絡（下記参照）を発出された旨、日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

○医療療養病床、指定介護療養型医療施設から、市町村介護保険事業計画における「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に転換する場合および都道府県介護保険事業支援計画における「介護専用型特定施設入居者生活介護」「介護保険施設」に転換する場合は、必要利用定員・必要入所定員総数にはその増加分は含まれず、施設等の許可の拒否（いわゆる総量規制）の対象とならないこと。【第 1 項（1）および第 3 項】

○転換型介護老人保健施設（※） から介護医療院への転換については必要入所定員総数の増加分には含まれず、施設等の許可の拒否（いわゆる総量規制）の対象とならないこと。【第 1（2）および第 3 項】

※介護老人保健施設（平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。）をいう。

○療養病床からの転換の見込み量を設定する場合は、転換意向調査等を行い、都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による「協議の場」で議論すること。【第 2 項】

○介護医療院は平成 30 年度から開始される新たなサービス種別であることから、介護医療院の必要入所定員総数及び見込み量を設定する必要がある。医療療養病床、指定介護療養型医療施設、転換型介護老人保健施設からの転換は総量規制の対象とならないが、介護医療院を新設する場合

(療養病床等以外の病床等から転換する場合も含む)は、必要入所定員総数に基づき総量規制の対象となる。こうしたことを踏まえ、介護医療院の必要入所定員総数は、まずは当該転換による対応を優先した上で、「協議の場」を活用しつつ設定すること。【第4項】

道府県及び市町村における「協議の場」や「介護保険事業(支援)計画作成委員会」等へ、貴会の先生方がご参画いただく際の療養病床の転換に関する留意事項は下記のとおりです。

○第7期の都道府県介護保険事業支援計画において、介護医療院の必要入所定員総数として設定する必要があるのは新設分のみです。療養病床および転換型老人保健施設から介護医療院への転換分は必要入所定員総数に含まれず、総量規制の対象外であることから、地域における介護医療院の必要数が転換分で十分対応できると想定される場合は、新設分の整備は必要ありません。

○第7期の都道府県介護保険事業支援計画においては、介護療養病床及び転換型介護老人保健施設が介護保険制度内での転換であるのに対し、医療療養病床からの転換分は介護保険制度外からの転換であることから、各保険者の介護保険料に影響する可能性もあることにご注意ください。なお、日本医師会としては、介護医療院への転換は、介護療養病床を最優先して行うべきと考えています。

つきましては、貴会におかれましても本通知内容をご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成 2 9 年 9 月 8 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

第 7 期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等の取扱いに関する基本的考え方に関する事務連絡の送付について

本年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」が成立し、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることとなりました。

また、平成 29 年度は、平成 30 年度からはじまる第 7 期介護保険事業（支援）計画が策定される年となっており、国からは「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」が示され、現在、都道府県及び市町村において計画作成が進められております。

今般、厚生労働省老健局介護保険計画課より、都道府県介護保険担当課（室）あてに、第 7 期介護保険事業（支援）計画において、療養病床（医療保険適用の療養病床（医療療養病床）及び介護保険適用の療養病床（介護療養病床））から介護保険施設等への転換や、介護医療院の創設の取扱いに関し、必要入所定員総数等や転換の見込み等に関する基本的な考え方を整理した事務連絡が発出されましたので、参考にご送付いたします。

当該事務連絡においては、以下の考えが示されております。

- 医療療養病床、指定介護療養型医療施設から、市町村介護保険事業計画における「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に転換する場合および都道府県介護保険事業支援計画における「介護専用型特定施設入居者生活介護」「介護保険施設」に転換する場合は、必要利用定員・必要入所定員総数にはその増加分は含まれず、施設等の許可の拒否（いわゆる総量規制）の対象とならないこと。【第 1 項（1）および第 3 項】
- 転換型介護老人保健施設（※） から介護医療院への転換については必要入所定員総数の増加分には含まれず、施設等の許可の拒否（いわゆる総量規制）の対象とならないこと。【第 1（2）および第 3 項】

※介護老人保健施設（平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。）をいう。

- 療養病床からの転換の見込み量を設定する場合は、転換意向調査等を行い、

都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による「協議の場」で議論すること。【第２項】

- 介護医療院は平成30年度から開始される新たなサービス種別であることから、介護医療院の必要入所定員総数及び見込み量を設定する必要がある。医療療養病床、指定介護療養型医療施設、転換型介護老人保健施設からの転換は総量規制の対象とならないが、介護医療院を新設する場合（療養病床等以外の病床等から転換する場合も含む）は、必要入所定員総数に基づき総量規制の対象となる。こうしたことを踏まえ、介護医療院の必要入所定員総数は、まずは当該転換による対応を優先した上で、「協議の場」を活用しつつ設定すること。【第４項】

日本医師会といたしましては、道府県及び市町村における「協議の場」や「介護保険事業（支援）計画作成委員会」等へ、都道府県医師会及び郡市区医師会の先生方がご参画いただく際に、療養病床の転換に関し、下記の点をご留意いただきたいと考えております。

- 第７期の都道府県介護保険事業支援計画において、介護医療院の必要入所定員総数として設定する必要があるのは新設分のみです。療養病床および転換型老人保健施設から介護医療院への転換分は必要入所定員総数に含まれず、総量規制の対象外であることから、地域における介護医療院の必要数が転換分で十分対応できると想定される場合は、新設分の整備は必要ありません。
- 第７期の都道府県介護保険事業支援計画においては、介護療養病床及び転換型介護老人保健施設が介護保険制度内での転換であるのに対し、医療療養病床からの転換分は介護保険制度外からの転換であることから、各保険者の介護保険料に影響する可能性もあることにご注意ください。なお、日本医師会としては、介護医療院への転換は、介護療養病床を最優先して行うべきと考えています。

以上、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会および関係会員等への周知につきご高配いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 第７期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等の取扱いに関する基本的考え方について

（平成29年8月10日 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）

以上



事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 10 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

第7期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等
の取扱いに関する基本的考え方について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「平成29年改正法」という。）により、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、平成29年度末をもって廃止することとされていた指定介護療養型医療施設について、廃止の期限が6年間延長されたところである。

第7期（平成30年度から32年度まで）の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画（以下「第7期計画」という。）の策定に際しては、介護保険法（平成9年法律第123号）第116条第1項の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を策定する予定であるが、療養病床から介護保険施設等への転換や、介護医療院の創設の取扱いに関し、下記のとおり、基本的な考え方を整理したので、ご了解の上、管内保険者に周知願いたい。

なお、本通知は、現段階で考え得る事項を整理したものであることを申し添える。

記

1. 必要入所定員総数等の考え方

(1) 療養病床からの転換に係る必要入所定員総数等

市町村介護保険事業計画における認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数並びに都道府県介護保険事業支援計画における介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数(混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定員総数を含む。)及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療保険適用の療養病床(以下「医療療養病床」という。)及び指定介護療養型医療施設が、これらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員、入所定員の増加分は含まないものとする。

(2) 介護老人保健施設から介護医療院への転換に係る必要入所定員総数

平成18年度以降、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設からの転換を促進してきた経緯に鑑み、介護医療院に係る必要入所定員総数には、介護老人保健施設(平成18年7月1日から平成30年3月31日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。)が介護医療院に転換する場合における当該転換に伴う入所定員の増加分は含まないものとする。

(3) 介護サービスの量の見込み

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換分並びに(2)に記載する介護老人保健施設から介護医療院への転換分も含めて定めるものとする。

2. 療養病床からの転換の見込み等の考え方

医療療養病床及び指定介護療養型医療施設からの転換分について、見込み量を把握する場合には、市町村と都道府県が連携し、主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数、こうした高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関又は指定介護療養型医療施設の介護保険施設等(指定介護療養型医療施設を除く。)への転換の予定等を把握することが重要である。

具体的には、各都道府県の医療部局と介護部局の密接な連携の下、転換意向調査を実施し(※)、医療機関における転換の意向等を把握した上で、都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による協議の場(「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第354号)第2の二の1の協議の場をいう。)において

議論することにより、療養病床からの転換の見込み量を設定することが重要である。

※ 転換意向調査の方法については、各都道府県における調査に活用していただけるよう、調査方法や質問項目等について別途お知らせしている（「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について」（平成29年8月10日厚生労働省医政局地域医療計画課・老健局介護保険計画課事務連絡）参照。）。この内容も踏まえつつ各都道府県により独自の調査を行うことを妨げるものではない。

3. 指定、許可等の取扱いの考え方

1のとおり、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設からの転換並びに1(2)に記載する介護老人保健施設から介護医療院への転換については、当該転換による入所定員、利用定員の増加分は、第7期計画における必要入所定員総数、必要利用定員総数に含まないこととすることから、介護保険法第94条第5項等に基づく介護保険施設等の許可等の拒否（いわゆる「総量規制」）は基本的に生じないものと考えられる。

なお、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第6項に基づく特別養護老人ホームの認可についても同様と考えられる。

4. 介護医療院の必要入所定員総数及び見込み量の設定の考え方

介護医療院は、平成30年度から開始される新たなサービス種別であり、サービスの量の見込みや必要入所定員総数を設定する必要がある。このうち、医療療養病床、指定介護療養型医療施設及び1(2)に記載する介護老人保健施設（以下「療養病床等」という。）からの転換分については、上記で示したとおりである。

一方、介護医療院を新設する場合（医療療養病床、指定介護療養型医療施設及び1(2)に記載する介護老人保健施設以外の病床等から転換する場合を含む。）には、必要入所定員総数に基づき、平成29年改正法による改正後の介護保険法第107条第5項に基づく許可の拒否（いわゆる「総量規制」）の対象となる。

介護保険施設等の必要入所定員総数は、通常、現に利用している者の数及び高齢者の利用に関する意向等その地域の実情を勘案して設定されるものであるが、介護医療院については、平成30年度から新たに創設される施設類型であり、現に利用している者がいないことから、他の施設等とは異なる方法により、当該施設のニーズを把握する必要がある。具体的には、当該都道府県における高齢者の慢性期の医療・介護ニーズを基に、療養病床等からの転換について総量規制が生じないこととされている趣旨を踏まえ、まずは当該転換による対応を優先した上で、2の協議の場合も活用しつつ、市町村と都道府県の連携により事業者の参入意向等についても把握し、必要入所定員総数を設定することが考えられる。

以上